

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」に係る意見募集に対して寄せられた御意見等について

令和 2 年 12 月 25 日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和 2 年 11 月 2 日（月）から令和 2 年 12 月 1 日（火）まで御意見を募集したところ、3 件（※）の御意見をいただきました。

（※）提出意見の件数は、意見提出者数で計算しています。

お寄せいただいた御意見の内容とそれに対する考え方について、以下のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

回答番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
1	廃止して下さい。	改正の趣旨を踏まえ、制度の適切な運用に努めてまいります。
2	①押印等が不要となる代わりに提出すべき書類等が追加されないよう要望する。 ②監理団体の許可申請書を含め、別記様式全てについて、記名のみで可とし、押印のみならず署名も求めないという内容であると理解してよろしいでしょうか？ ③省令案改正の趣旨の概要では、「申請書等において監理団体及び実習実施者が行う押印又は署名（以下「押印等」という。）を求めないこととする。」となっているところ、例えば、現行の技能実習計画認定申請書（別記様式第 1 号）では注意書き 1 で「第 1 面上方の申請者欄には、申請者の氏名又は名称を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること」となっており、申請者欄に記名があれば押印が不要となるものの、一方、記名と署名との関係が明確ではなく、署名の取扱いがどのようになるのか教示	①御意見のとおり、押印等を不要とすることにより申請者の負担が増加すること等がないよう対応いたします。 ②御認識のとおりです。 ③本省令による様式の改正により、御指摘の技能実習計画認定申請書を含め、記名押印又は署名が求められていた手続について、押印及び署名を求めないこととし、記名のみで申請等が可能となります。 ④その他の提出書類についても、政府全体の方針やその趣旨を踏まえ、押印の廃止の可否を検討してまいります。

	願います。 ④省令様式以外の書式、例えば、申請者の誓約書（参考様式第 1－2 号）についても押印欄は削除されるのか教示願います。	
3	押印（又は署名）の廃止に反対である。 押印（印章を付す）・署名は、刑法等で特別な扱いになるものだが、これを伴う事は正当性・公正性の確保に有用なので、押印又は署名は必要と考える。	本省令により改正する様式については、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「原則として全ての見直し対象手続について恒久的な制度的対応として、……必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とされたことを踏まえ、各手続について必要性を精査の上、従来認印を求めている手続について、押印を求めないこととするものです。申請内容に疑義が生じた場合は、所属機関等への確認や実態調査等を行うことにより、申請内容の真正性を確認するなどして、適切な運用に努めてまいります。